

公布された規則のあらまし

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 佐賀県行政組織規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 臨時の出納員の任命について特に必要があると認めるときは、次席にあるもの以外の者を出納員に任命することができることとした。
（第 11 条第 1 項関係）
- 3 常時の費用に係る前渡資金のうち、交際費について 3 月分を限度として前渡できることとした。（第 70 条第 3 項関係）
- 4 繰替払をすることができる経費の対象を広げることとした。（第 80 条関係）
- 5 公有財産購入費について、支出命令の際に必要な書類を見直すこととした。（別表第 1 関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。